

1. 募集概要

(1) 墓地の名称と所在地

名 称	公園墓地 瞑想の森 一般墓地
所在地	各務原市那加扇平2番地3

(2) 募集する一般墓地の区画面積、区画数

	区画面積	募集区画数
タイプ1	1.50㎡タイプ [1.5m(間口)×1.0m(奥行)]	15区画
タイプ2	3.00㎡タイプ [1.5m(間口)×2.0m(奥行)]	5区画
タイプ3	6.48㎡タイプ [2.4m(間口)×2.7m(奥行)]	5区画

※今回、募集する一般墓地区画については、このしおりの12頁から15頁の募集区画位置図・詳細図を参考に、申込み前に必ず現地で確認していただきますようお願いします。

(募集する現地の一般墓地区画には、区画番号等が表示してあります)。

※一般墓地区画は抽選により決定します。

(3) 一般墓地使用料

一般墓地区画の使用許可が内定した方は、下記の一般墓地使用料の納付（一回限り）が必要となります。使用許可とは、許可を受けた一般墓地区画の使用権を取得するもので、当該区画の所有権を取得するものではありません。

この使用権は使用者の死亡時にのみ市長の許可を受けて承継することができます。また、この使用権を第三者に売買・譲渡することは禁じられています。

《一般墓地使用料》

タイプ1	1.50㎡タイプ	300,000円
タイプ2	3.00㎡タイプ	600,000円
タイプ3	6.48㎡タイプ	1,296,000円

※1㎡当たり 200,000円

(4) 一般墓地管理料

一般墓地区画の使用許可を受けた方は、墓地内の共用・共益施設の清掃及び維持管理に要する経費の一部として一般墓地管理料を納めていただきます。

一般墓地管理料は1区画につき年額 2,000 円で、令和7年度～9年度分（6,000円）の前納となります。

一般墓地管理料	1区画につき、年額 2,000円
	3年分（6,000円）納付

2. 応募手続き

(1) 受付期間・場所

令和7年7月23日（水）から8月8日（金）（土日を除く。）

午前8時30分から午後4時の間、下記の場所で受付します。

※ 受付場所：市民生活部環境室環境政策課（各務原市役所2階）

（各務原市役所の場所は、8頁の位置図をご覧ください。）

※ 郵送での受付は行いません。

(2) 応募資格

応募時点で、市内に1年以上居住されている方で、以下のすべての事項に該当する方。

①世帯主の方

②現に納骨すべき遺骨（分骨は含まない）があり、その遺骨を祀るために墓地を必要とする方（祭祀の主宰者）

③現在、一般墓地・合葬式墓地（市営墓地）の使用許可を受けていない方

④現在、合葬式墓地（市営墓地）の生前登録を受けていない方

⑤2年以内に墓碑を建立することができる方。建立できない場合は、一般墓地使用权は消滅します（使用許可が取消されます）。

(3) 応募に必要な書類等

①一般墓地使用申込書

このしおりに添付してある提出用(16頁)・本人控(17頁)を事前に記入して、両方を提出してください。

②申込者の「本籍」と「続柄」の省略がない住民票（コピー不可） 1通

③戸籍謄本（コピー不可）

申込者本人と死亡者との続柄がわかるもの 1通

④納骨される遺骨の証明

次のいずれか1つを提出してください。

1. 遺骨を自宅等でお祀りしている場合	☐ 埋火葬許可証の写し（コピー） 1通 この証がない場合は、埋火葬許可証を発行された市町村で再交付を受けてください。各務原市で埋火葬許可証の交付を受けた場合は、市民課及び各市民サービスセンターで再交付を受けてください。なお、納骨時には納骨届とともに死体埋火葬許可証の原本を提出していただきます。
2. 墓地又は納骨堂に遺骨がお祀りしており、改葬しようとする場合	☐ 埋蔵・収蔵証明書 1通 墓地、納骨堂等に埋蔵・収蔵の焼骨を改葬しようとする場合は、添付の埋蔵・収蔵証明書(20頁)（管理者の証明書が必要）を提出してください。なお、改葬時には納骨届とともに、改葬許可証を提出していただきます。

(4) 注意事項

- ①次に該当する申込みは無効とさせていただきます。
 - ・同一世帯による複数の申込み。(申込みは3タイプ中1タイプのみです)
 - ・記載事項や証明が事実と異なる申込み。
 - ・その他、前記に類すると認められる申込み。
- ②使用予定者が申込みをしてください。(転貸及び譲渡の禁止)
- ③申込み手続きには、申込者本人がお越しく下さい。やむを得ず本人以外の場合は、事情に詳しい家族等が申込み手続きをしてください。
- ④申込みされた区画タイプの変更はできません。

3. 抽選・使用許可の申請

(1) 抽選日時

令和7年8月20日(水)

※受付開始	午前 9時30分 (受付終了 午前10時)
※抽選方法説明	午前10時00分
※抽 選	午前10時10分
※使用許可の申請	抽選終了後速やかに。

- 抽選に遅刻・欠席した場合は、辞退されたものとみなします。
- 9頁の駐車場案内をご確認のうえ、受付終了の午前10時までには時間厳守で来場願います。遅刻した場合は、辞退されたものとみなします。
- 当日、申込者本人が出席できない場合は、申込者の親族に限り本人に代わって出席することができます。その場合、申込者本人が作成した21頁の委任状を必ず持参してください。

(2) 抽選会場

各務原市産業文化センター2階 第3会議室

(3) 抽選に必要な持ち物

- ・一般墓地使用者応募のしおり(この冊子)
- ・マイナンバーカードもしくは運転免許証等(出席者の本人確認のため)
- ・一般墓地使用申込書(本人控)、筆記用具(黒ボールペン)
- ・アンケート(20～21頁)

(4) 抽選方法

- ・申込受付番号順に公開抽選をします。
- ・申込者数が募集区画数を上回る場合は、抽選棒により当落の抽選及び区画番号の抽選を同時に行います。
- ・申込者数が募集区画数を下回る場合は、抽選棒により区画番号の抽選を行います。
- ・上記のいずれの場合でも、公正を期するため抽選は本人又は委任を受けた代理人が行います。

(5) 使用許可の申請

当選された方には、抽選終了後直ちに、使用許可申請手続きを行っていただきます。

(6) 書類の返却

落選された方には、応募書類（申請書は除く）を抽選会場にて返却します。

(7) 使用辞退

使用許可申請後、事情により使用を辞退される方は、できるだけ早く環境政策課まで申し出てください。

4. 一般墓地使用料の納付

(1) 一般墓地使用料

一般墓地使用料の納入通知書を8月下旬に当選者宅に郵送させていただきますので、下記の期限内に市の指定する金融機関にて納付していただきますようお願いいたします。未納の場合は、当選を無効とさせていただきます。

納付期限：令和7年9月8日（月）

(2) 一般墓地使用料の還付

使用許可後、2年以内に墓碑を建立されなかった場合は、一般墓地使用权が消滅し、納めた一般墓地使用料は返還されません。

2年以内で、墓碑建立前に一般墓地使用权を返還する場合（お墓を建てない旨を書面で申し出る場合）は、納めた一般墓地使用料の半額を返還します。

5. 使用許可証の交付

(1) 交付期間・場所

一般墓地使用許可証を令和7年10月3日（金）から10月10日（金）（土日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで間、下記の場所で交付します。

※交付場所：市民生活部環境室環境政策課（各務原市役所2階）

(2) 使用許可証の受領に必要なもの

①一般墓地使用料の領収書

6. 一般墓地管理料の納付

(1) 一般墓地管理料

一般墓地区画の使用許可を受けた方は、一般墓地内の共用・共益施設の清掃及び維持管理に要する経費の一部として一般墓地管理料を納めていただきます。一般墓地管理料は1区画につき年額2,000円で、今回は、令和7年度～9年度分（6,000円）の前納となります。

(2) 納付

一般墓地管理料は、賦課年度の10月1日を基準日として、同日に市から許可されている使用者の方に納付いただきます。今回、当選し使用許可を受けられた方も納付が必要です。本年10月下旬に納付書を送付いたしますので納期限までに市指定金融機関または市民サービスセンターにて納付をお願いします。

7. 一般墓地使用許可条件

○使用の条件（規則第4条）

一般墓地使用者（条例第6条第1項に規定する一般墓地使用者をいう。以下同じ。）は、一般墓地の使用の許可を受けた日から2年以内に墓碑を建立しなければならない。

○各務原市墓地条例及び同施行規則（下記参照）を遵守すること。

各務原市営墓地条例及び同条例施行規則（抜粋）

1. 使用の目的（条例第3条）

市営墓地は、焼骨の埋蔵及び墓碑の建立等の祭祀（し）を行うために必要な工作物の設置以外に使用してはならない。

2. 使用権の承継の許可（条例第5条、規則第5条）

一般墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。承継の許可を受けようとする者は、市営墓地使用権承継許可申請書に一般墓地使用許可証その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3. 届出（条例第6条、規則第6条、7条）

一般墓地の使用の許可を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。また、一般墓地内において墓碑の建立、修繕等の工事を行おうとするときは、事前に市長に届け出なければならない。当該工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4. 転貸及び譲渡の禁止（条例第8条）

一般墓地使用者は、使用の許可を受けた一般墓地の区画又はその使用権を転貸し、及び譲渡してはならない。

5. 美観の保持（条例第9条）

一般墓地使用者は、使用の許可を受けた一般墓地の区画について清掃及び工作物の修繕を行い、常に一般墓地の美観を保たなければならない。

6. 撤去又は改善の命令（条例第10条）

市長は、設置された工作物が一般墓地に不適切なものであると認めたとき、又は使用目的に違反して一般墓地が使用されていると認めたときは、一般墓地使用者に対して工作物の撤去若しくは改善又は一般墓地の使用法の改善を命ずることができる。

7. 管理料の徴収（条例第12条、規則第9条）

一般墓地使用者は、清掃その他一般墓地の管理に要する経費として、管理料を納めなければならない。管理料は、一般墓地使用者であるものに対し、毎年度10月1日に1区画につき年額2,000円を徴収する。管理料は、3年度分（6,000円）前納（納期限は賦課年度の11月末日）しなければならない。

8. 使用の許可の取消し（条例第15条）

市長は、一般墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用又は承継の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件を遵守しないとき。
- (3) 第3条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- (4) 第10条の規定による命令に従わないとき。
- (5) 一般墓地使用者が正当な理由なくして3年以上管理料を納めないとき。
- (6) 墓地に係る法令の規定に違反したとき。
- (7) その他一般墓地を管理するために必要な指示に従わないとき。

9.返還（条例第 16 条）

一般墓地使用者は、一般墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る一般墓地の使用権は、消滅する。

2 返還の届出をするとき、又は一般墓地の使用の許可を取り消されたときは、遅滞なく一般墓地の当該 区画を原形に復し、市長に返還しなければならない。この場合において、その費用は、一般墓地使用者の負担とする。

3 市長は、一般墓地使用者が前項の規定による原状回復を行わないときは、焼骨を無縁として処置し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。

4 前項の場合においては、その費用を当該一般墓地使用者から徴収することができる。

10.使用権の消滅（条例第 17 条）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の当該区画に係る使用権を消滅させる旨の告示を行うものとする。

(1) 一般墓地使用者が死亡した日から 5 年以内に第 5 条第 1 項の許可を受ける者がなかったとき。

(2) 一般墓地使用者が 5 年以上の間、所在が不明で、第 6 条第 1 項の規定による届出をしなかったとき、又は第 9 条に規定する義務を履行しなかったとき。

11.改葬及び無縁処置（条例第 18 条）

市長は、一般墓地の使用権を消滅させたときは、焼骨を改葬し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。使用権の消滅の日から起算して 5 年を経過したときは、前項の規定により改葬した焼骨を無縁として埋蔵することができる。